

四万十町教育委員会会議録（令和7年12月定例会）

1. 日 時 令和7年12月2日（火）午前9：00～午前10：52

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長	山脇光章			
教育委員	横山順一	谷口和史	野中裕子	西谷史
事務局	学校教育課課長兼教育次長	川上武史		
	生涯学習課	課長	今西浩一	
	学校教育課	副課長	真城和也	
		係長	都築桂	
	教育研究所	所長	野村康子	

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（横山委員）

(4) 議題

- ① 議案第1号 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について
- ② 議案第2号 四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- ③ 議案第3号 四万十町保育所条例の改正について
- ④ 議案第4号 四万十町地域子育て支援センター条例の改正について
- ⑤ 議案第5号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- ⑥ 議案第6号 四万十町学力・発達アドバイザー設置要綱について
- ⑦ 議案第7号 令和7年度教育委員会関係予算案（12月補正）について
- ⑧ 議案第8号 教育長の辞職の同意について

(5) 協議事項 なし

(6) 報告事項 なし

(7) その他

- ① 12月定例議会一般質問について
- ② 今後の日程について

6. 議 事

川上教育次長： ただ今から令和7年12月定例の教育委員会を始めさせていただきたいと思います。

教育長： それでは、議事に従い進めたいと思います。日程3、会議録署名委員の指名です。本日、横山委員のほうにお願いしたいと思います。

傍聴人の方はおりませんので、そのまま進めさせていただきたいと思います。

日程4、早速、議題に移りたいと思います。議案第1号、四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、「議案第1号 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について」を、説明する。)

教育長： ただ今、説明がありました。健康福祉課長の交代により、戸田ゆかり氏を委員とする、任期は12月5日からということです。この件についてご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号、四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱については、ただ今、提案理由の説明がありました。健康福祉課長、戸田氏を信任することについて承認いただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。

続いて、議案第2号、四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、「議案第2号 四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を説明する。)

教育長： ただ今、説明がありました。子ども誰でも通園制度の創設に伴い必要な条例制定というところでございます。まだ、この後、説明もありますけど、実質は子育て支援センター機能を活用しての状況となりますし、生後6か月から満3歳未満の児童についても、急な案件については子育て支援センターが見ていただきますし、ファミリーサポート制度もございます。実質、四万十町にどれぐらいニーズがあるかは読み取れない。在住でなくても通勤で可能ということですね。町外から四万十町内に通勤。

今西生涯学習課長： 今、四万十町の保育所の入所率は1歳の時点で95%を超えていますので、保育所に通われてない、該当する子どもというのは5%もいないってことになります。それに合わせて子育て支援センターのほうでは一時預かりという形で受け入れもしておりますということと、小さな子どもさんの数も減ってきているということで、利用してもらっているのも、誰でも通園によって受け入れる町内在住の子どもさんというのはほぼいないものと考えてます。ただ、就労要件は問わずに、あとは住所の規定とかもありませんので、新たな利用のニーズがあるとなれば、お試し滞在とか一時的にこちらのほうにいられて、お試しで利用してみるっていう方のニーズは若干あるのではないかとはいえますが、それも多くあって数人程度ということがありますので、四万十町では、受け入れの枠として、いったん人的配置に余裕のあるというか、融通の利く子ども子育て支援センターで受け入れるということで想定をしておりますが、これは実際に制

度が開始してみないと、どれくらい利用していただけるかっていうところは分からないものでありますが、今のところ、利用者は少ないっていうふうに見込んでおります。

教育長： 現段階では見込みは少ないと思われますけど、受け入れ体制を整えていくという条例でございます。ちなみに、預けることができる時間的なもの。

今西生涯学習課長： 重複するとも出てくるかもしれませんが、月の利用が全国で、今年度を実施されている標準的な形が月 10 時間程度ということですので、大体、保育所利用で言うと、お昼から昼寝とかがあります。午前中の利用で、おやつとかがないような状態で、午前中ですと 3 時間前後ぐらいとなりますので、月に 3 日ぐらい利用できるというような枠の中で、それぞれの支援センターの既存の事業の空いてる時間との調整をしながら、利用可能日を設定した上で利用していただくというような形を想定しています。

教育長： 一定、利用可能時間の制約もあるということです。これを、12 月議会に上程して周知を 3 月までにするという、広報ね。

今西生涯学習課長： 誰でも通園制度が始まりますということについては、周知をしていかないといけないと思いますので。

教育長： この件についてご質問、ご意見等。どうぞ。

西谷委員： これは無料なんですか。

教育長： そこも、お願いします。

今西生涯学習課長： この後の議案でも出てくるんですが。

教育長： この後、出てきます。

今西生涯学習課長： 一定、有料、時間当たり 300 円以内で市町村がそれぞれ定めるみたいな形、標準が今、300 円ですけども、その金額が今、国のほうでも議論されてまして、それがいくらかたというのは、これからもう少し見えてくるのではないかと思います。現状では 300 円程度です。ただ、うちの一時預かりよりは少し高いですので、一時預かりを利用してもらったほうが、実際は安くなる場所もあるので、そこはいくらにするかっていうところも検討課題です。

西谷委員： 一時預かりは午前中だけで、おやつも出るし、ご飯も出て 1,000 円ですもんね。

今西生涯学習課長： 標準が 300 円ですが、一時預かりは平均したら 270 円程度ですので、そちらのほうが時間換算すると得です。町内の方であれば一時預かりを利用されるほうがいいことにはなります。

横山委員： 23 条ですかね。23 条については、これ、子ども一時預かりの事業所に向けた特例の項があるじゃないですか。これについて、入れた理由を説明してもらえたら。特別、四万十町が入れた部分じゃないのか、23 条つくったというか。

今西生涯学習課長： 子ども子育て支援法の 30 条 1 項の 4 号が何かということこ調べます。

横山委員： 政令には 23 条の特例とかという項はないですね。独自で四万十町。

今西生涯学習課長： 独自ではないです。政令の 22 条の 2 とかという形ではありますが。

横山委員： ここの部分で 2 回とか 4 回とか。

今西生涯学習課長： 政令のほうは、設備及び職員の基準の特例という項目が、この 11 月 14 日の内閣府令で大元の政令自体を改正するものが公布されてまして、4 月 1 日施行で、政令のほうには 22 条の 2 っていう形で、設備及び職員の基準の特例ができるようになってます。11 月 14 日の改正されたものも、この条例の中には先に入れてますので、その部分が多分、現行で確認していただいたものが 11 月 14 日の公布分の改正がまだ反映されていないものを多分、見られたんじゃないかなと思います。

横山委員： 他の条例つくってるところが、この 23 条の特例のところの特例じゃないですか。

今西生涯学習課長： おそらく国の基準の内閣府令が出たのが11月14日、先月の14日ですので。この4月1日から、まず制度化されてるので、いったん先行して基準ができてるんですが、その基準自体も2回ぐらい改正されて、最新が11月14日の府令の改正が出てますので、その部分も反映させたということで、多分、見ていただいたものと時系列にずれが出てくるってことですが、そちらの見られたところの条例も、この4月1日までに、これを改正するような条例改正をするということになってまいります。

横山委員： 分かりました。四万十町独自でこれを。

今西生涯学習課長： ではないです。オリジナルの要素は全くないです、この中には。

横山委員： 分かりました。

教育長： 30条第1項第4号に規定する特例保育というのは。

今西生涯学習課長： それを今、調べようと思ったんですけど。

横山委員： 子どもの一時預かりの事業所みたいなもの、特例保育というのは。

教育長： うちに該当する事業所があります。

今西生涯学習課長： あるはずですよ。ある可能性としては、これで認可を受ける事業所は今現在、考えられるのは児童福祉協会さんだけです。新たな法人とかが出てこない限りは、この基準で審査をするということはありませんので、まず確実に児協さんだけということですので。特例保育がなにかということですよ。

教育長： 21条と22条適用しないってことやろ。

川上教育次長： 特定地域型保育って書いている。

今西生涯学習課長： 家庭的保育事業ですかね。

教育長： 家庭的保育。

今西生涯学習課長： 事業いうたら、おそらく一般型と余裕活用型の2種類があって、一般型がそれ専門というか、通常の保育所ではないところでやるものとか、それから通常の保育所等で定員の範囲内で余裕のある部分を受け入れるっていうやり方がありますので、多分、すいませんが、正確な回答ができるかどうか分かりません、特例保育。おそらく、そういった家庭的保育事業と小規模な保育事業者に対する基準の特例が書かれているんだと思いますけども、休憩時間があつたら、その間に調べてきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教育長： 特例保育については後でよろしいでしょうか。この件について他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいですかね。それでは、この後も関連するところもございまして、議案の審議を続けたいと思います。

議案第2号、四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、ただ今、提案理由の説明がありました原案のとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第3号、四万十町保育所条例の改正についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、「議案第3号 四万十町保育所条例の改正について」を説明する。)

教育長： 議案第3号について説明がございました。見付保育所の項を削るという条例で、閉園に伴い削るという条例です。この件についてご質問等ございませんでしょうか。よ

ろしいでしょうか。

それでは、議案第3号、四万十町保育所条例の改正について、ただ今、提案理由の説明がありました原案のとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第4号、四万十町地域子育て支援センター条例の改正についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、「議案第4号 四万十町地域子育て支援センター条例の改正について」を説明する。)

教育長 : ただ今、議案第4号について説明がありました。第3条第2号の一時預かり事業は今もやっていますか。

その料金はどこで決定しましたか。

今西生涯学習課長 : 一時預かり事業の実施要綱という形で定めております。これはあまり、よろしくないというところで、今回、徴収の根拠を条例に明記させていただいたということです。厳密には、これまでの解釈では、改正前の3条第7号の、その他、第1条の目的を達成するために必要な事業というくくりの中で、一時預かり事業の実施規定というものを作ってやっておりましたが、そこも、全体を直す流れで修正をさせていただきたいというところでは。

教育長 : 300円を超えない範囲で利用料を定めるところよね。2号、3号と。

今西生涯学習課長 : 2号も3号も合わせて、ここに規定を。

教育長 : 若干、下がってるわけ、さっき言っていた。

今西生涯学習課長 : 現状は、もともと一時預かり自体270から280円ぐらい、半日が1,000円という形で運用してます。

教育長 : 子ども誰でも通園制度に伴い、子育て支援センター条例の必要な改正を行うものです。これについてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

西谷委員 : さっき食べるものもないと言われてましたね。

今西生涯学習課長 : おやつとかは。

西谷委員 : ない時間帯。

今西生涯学習課長 : そうですね。

西谷委員 : 9時過ぎとかに1回あるじゃないですかね。11時ぐらいにご飯、その3時間でかかるじゃないですかね。他の子は食べているけど、その子は食べないということですよ。

今西生涯学習課長 : その運用については、実費分を別途。実費負担という形でいただくということは考えられますが、あくまでも子ども誰でも通園制度の利用料としては、そういうもろもろの食べ物代は含んでいないという整理でいくようにしてます。

教育長 : 乳児等通園支援事業の給付化に伴い、おやつ代とか副食は入ってないわけよね。

今西生涯学習課長 : 入ってないです。

教育長 : 国の制度上はね。

今西生涯学習課長 : 民間の保育の事業主とかは、そもそも300円の単価が安過ぎてやれないというような意見も結構、出ているみたいですので、これがどれぐらい妥当な金額になるかというのは、まだ不透明な部分があります。

教育長 : この制度を利用される方、ニーズがあるかどうか今後、広報周知もしながら、今

のところ一時預かりのほうが利用しやすいという状況がございますね。ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号、四万十町地域子育て支援センター条例の改正につきましては、ただ今、提案理由の説明がありました原案のとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第5号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、「議案第5号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を説明する。)

教育長 : 議案第5号について、ただ今、説明がありました。児童福祉法等の一部改正、上位法の法律改正に伴い、24 ページにもございますけど、本町における三つの条例を改正するものでございます。23 ページに改正内容も示されておりますけど、という条例案件でございます。この件についてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。これも全国的なものでございます。上位法の改正に伴うものでございます。

それでは、議案第5号、児童福祉法等の一部を改正する法律の思考に伴う関係条例の整備に関する条例について、ただ今、提案理由の説明がありました原案のとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第6号、四万十町学力・発達アドバイザー設置要綱についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、「議案第6号 四万十町学力・発達アドバイザー設置要綱について」を説明する。)

教育長 : 議案第6号について説明がありました。既に取り組んでいるプロジェクトに関する、大学教授の研究チーム、5名ですけど、その教授へのアドバイザー委嘱ということは既に実際、行っておりますけど、要綱自体が失念していたことと、遅れたこと、お詫びを申し上げます。既に調査結果、分析結果も、保育所のほうはフィードバックされておりますし、現在、小学校のほうの全児童の家庭調査も行い、今後の取り組みにつなげていくようにしております。

このプロジェクトについては詳細の説明はこれまでしてきたこともあるけど、保育所、就学前の児童、今度、小学校の児童の調査結果が来年の2月頃に返ってきますので、また、そのときの情報は教育委員会でも共有をさせていただきたいと思いますので。この件についてご質問等ございませんでしょうか。

それでは、議案第6号、四万十町学力発達アドバイザー設置要綱につきましては、ただ今、提案理由の説明ありました原案について、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

横山委員 : 今度、中学校まで及ぶとなったら、2条ですかね。児童を対象に、中学校も児童になるのか。

川上教育次長 : 中学校の生徒に関しましては、調査自体は行わないです。小学校の調査結果を中学校におつなぎするところで終わります。

今西生涯学習課長 : さきほどの子ども子育て支援法の特例保育っていう用語を確認したんですけども、法律では特例保育という言葉は、特定教育保育及び特定地域型保育以外の保育をいうと書いてます。要は給付型の保育の認可を受けているもの以外の保育全般を指すということですので、通常、四万十町で認可外保育みたいなのが子ども誰でも通園制度みたいなものをやるということになったときに、職員の配置とか面積要件が一定、このとおりには適用しませんよという保険の保険みたいな、四万十町ではおそらくあり得ない、想定はないと思うんですが、全体として標準の定義もあるので、町も入れているという状態のようです。

教育長 : 議案2号について説明がありました。特例保育の内容は給付型、いわゆる認可以外の保育ですので、現状では四万十町には存在してない。今後、ある可能性はゼロではないですけど。

今西生涯学習課長 : ある可能性はゼロではないですけど、限りなく低い。

教育長 : という状況でございますので。説明を終わります。

それでは、議案第7号、令和7年度教育委員会関係予算案（12月補正）についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

（事務局より、「議題第7号 令和7年度教育委員会関係予算案（12月補正）について」を説明する。）

教育長 : 教育委員会関係の12月補正予算案の説明がありました。12月には毎回、人件費、賃金アップ、条例改正等も伴い正職員と会計年度任用職員の人件費関係と、現段階で見込まれる精査による増減を毎回、計上しており、加えて必要な修繕経費等が追加、物価高騰分についても追加というふうになっております。

それでは、議案第7号、令和7年度教育委員会関係予算案、12月補正につきましては、ただ今、提案理由の説明がありました原案について、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

続いて、議案第8号、本日追加の議案でございます。教育長の辞職の同意についてを議題とさせていただきます。

議案第8号について、事務局より提案理由の説明に移りたいと思いますので、お願いします。

(事務局より、「議案第8号 教育長の辞職の同意について」を説明する。)

教育長 : ただ今、提案理由がありました。この議案については職務代理者のほうで、この議案については進めていただきますようお願い申し上げまして、退席させていただきます。

谷口委員 : それでは、代理者として審議を始めたいと思います。質疑、ご意見がありましたら発言をお願いします。

横山委員 : 同意、全員ですね。

谷口委員 : ということで異議なしということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

川上教育次長 : ありがとうございます。では、承認することでご決定いただきましたので、教育長のほうに入室していただき、通知したいと思います。

谷口委員 : それでは、教育長が入室しましたので、議案第8号について結果を報告したいと思います。教育長の辞職の同意については審議の結果、同意するというように決定しましたので報告させていただきます。

教育長 : このたび12月10日もちまして、退任、辞職することに同意をいただきましてありがとうございます。なお、教育委員会、今日の会議終了後に改めてごあいさつさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、以上で日程4、議題を終了したいと思います。なお、先ほど議案第7号の議案書についてはお手元に追加配付させていただきましたのでご了承願いたいと思います。

それでは、日程5、日程6は今日はなしということで、日程7、①12月定例議会一般質問についてを報告説明をさせていただきます。(資料により説明)

次に今後の日程に移る前に何かありますでしょうか。特段ないですか。

では今後の日程です。これ、前日も配付させていただいた12月1日現在の一覧表です。(資料により説明)

ほか、ございませんでしょうか。年明けてもいろいろ会、研修会、行事等がございます。何か分からないところは教育次長のほうに聞いていただければいいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

閉会 10時52分